

テーマ3：データ収益化のための処方箋

こんにちは、RJI 塚田です。本日からテーマ3「データ収益化のための処方箋」をテーマにレポートします。第1回は、2020年6月12日に公布された改正個人情報保護法についてです。改正個人情報保護法の施行は一部を除き公布後2年以内となっていますので、遅くとも2022年5月までには施行される見込みです。施行までを目処に改正個人情報保護法に対する対応が必要となります。個人情報保護委員会によりますと円滑な施行へ向け、今後、政令、委員会規則、ガイドライン等の検討・公表を行いますとしています。

改正内容のポイントは以下のとおりです。私見をコメントとして記載しています。

1. 自己の個人情報に関するコントロール権の強化

- 個人情報の利用停止・消去等の個人の請求権の強化
 - これまで不正取得等の一部の法令違反の場合のみでしたが、個人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合にも可能となります。
- 保有個人データの開示方法
 - これまで原則として書面の交付による方法とされていましたが、電磁的記録による提供を含め本人が指示できるようになりました。
- 個人データの授受に関する第三者提供記録の開示請求
 - 本人が開示請求できるようになりました。
- 6ヶ月以内に消去する短期保存データ
 - 保有個人データに含めることとなりました。
 - これに伴い開示、利用停止等の対象となしました。
- オプトアウト規定により第三者に提供できる個人データの範囲の限定
 - 不正取得された個人データ、オプトアウト規定により提供された個人データは対象外となりました。

(コメント)

上記のとおり、保有データの範囲の拡大、多様な方法による開示請求に対する対応、個人の権利・利益に対する権利侵害に対する利用停止・消去への対応、第三者提供の厳格化への対応が必要となり規定の整備、業務改定に伴うシステム改修が必要となる見込みです。

2. 事業者の責務の強化

- 個人情報保護委員会への報告及び本人への通知の義務化
 - 漏えい等が発生し、個人の権利利益を害するおそれがある場合、委員会に対する報告と本人への通知が義務となります。
 - 「個人の権利利益を害するおそれがある場合」の定義については今後公表される政令、委員会規則、ガイドライン等で明確化される見込みです。
- 違法又は不当な行為を助長する等の不適正な方法による個人情報利用の禁止

(コメント)

個人情報の外部流出に関して本人への通知が義務化されますので本人への通知手段の検討とシステム対応が必要となる見込みです。また今般、破産者情報を官報から取得し一般公開しているサイトに対して個人情報保護委員会が、本人の同意取得や利用目的の通知をせず第三者に提供しているとして運営停止命令

を出しました。このように委員会は、不適正な個人情報の利用に対しては今後厳格な措置を取ることが見込まれますので、個人情報の適正な運用を担保する組織内の仕組み構築が必要となってきます。

3.認定団体制度の拡充

● 企業の特定分野（部門）の認定

- これまで認定個人情報保護団体による認定は、対象事業者のすべての分野（部門）に対する認定のみでしたが、これを分野（部門）毎に認定することも可能になりました。

（コメント）

今回の改正を受けて、まだ認定個人情報保護団体による認定を受けていない事業者の皆様も特定分野（部門）の認定を受けることを推奨します。

4.データ活用促進

● 氏名等を削除した「仮名加工情報」の創設

- 内部利用に限定する等の条件のもとに、開示・利用停止請求等への対応等の義務の緩和がされます。

● 提供先において個人データとなることが想定される情報の第三者提供の本人同意取得の義務化

- 提供元では個人データに該当しないが、提供先において個人データとなることが想定される情報の第三者提供時の本人同意取得が義務化されます。

（コメント）

仮名加工情報の創設については、AIの教師データとしての活用や、データマーケティング等に活用できそうです。一方で、提供先において個人データとなりうる個人データの第三者提供時の本人同意取得については、データ提供先におけるデータ利用方法を事前に取り決めを行い、取り決め以外の利用を禁止する等の条項の追加等の対応が必要になると考えられます。

いずれにせよ今後公表される政令、委員会規則、ガイドライン等を確認し規約、契約、システム等の整備をする必要があります。

5.罰則の強化

● 法定刑の引上げ

- 委員会による命令違反、委員会に対する虚偽報告等の法定刑が引上げられます。例えば、現状命令違反については、6月以下の懲役または30万円以下の罰金でしたが、改正後は1年以下の懲役または100万円以下の罰金となります。虚偽報告の場合については、現状30万円以下の罰金ですが、改正後は50万円以下の罰金となります。
- 法人に対する罰金刑の最高額が引き上げられます。これは法人重科の考え方を適用し違反を行った行為者よりも法人に対する罰金刑を引き上げるものです。例えば現状は、法人に対しても同額の罰金刑でしたが、改正後は1億円以下の罰金になります。

（コメント）

改正法では法人に対する責任を大きく問うスタンスですので、これまで以上に個人情報の取扱について注意を払う必要があります。データは、事業基盤ですので適正に取得・利用することを事業従事者に対する教育で徹底していくことがリスク管理の上でますます重要となります。

6. 個人情報保護法の域外適用と個人データの越境移転

● 域外適用

- 日本国内にある者に係る個人情報等を取り扱う外国事業者を罰則によって担保された報告義務・命令の対象となります。

● 越境移転

- 外国にある第三者への個人データ提供時に、移転先事業者における個人情報の取扱に関する本人への情報提供の充実が求められます。

(コメント)

現時点ではどのような外国事業者が対象となるかは不明です。今後公表される政令、委員会規則、ガイドライン等を確認し規約、契約、システム等の整備をする必要があります。

このように前回の個人情報保護法改正よりも実務に対する影響が大きい改正内容となっています。当研究所では、引き続き改正個人情報保護法の研究を進めて参ります。

【筆者プロフィール】

塚田 秀俊（つかだ ひでとし）

中央大学法学部卒業後、東洋信託銀行（現：三菱UFJ信託銀行）入社

現在、野村総合研究所に在籍し、当研究所副理事を兼務

(専門)

金融にかかる法制度研究（データ保護制度、IFRS、情報銀行制度など）

金融機関向けITソリューション研究（銀行基幹システム、人工知能活用）

ESG 地域金融研究

(執筆、メディア出演等)

メディア出演：TBS、BS TBS、読売テレビ、日経CNBC、NHK ラジオ第1放送等

寄稿：日本経済新聞、月刊銀行実務、ニッキンレポート、金融ジャーナル、税務弘報等

セミナー：セミナーインフォ、きんざい、日本経済団体連合会、日本百貨店協会、日本チェーンストア協会等